



訪問看護契約書

(2024年6月1日より)

株式会社トライクロケア

訪問看護ステーション ぽの

重要事項契約書	1 通
個人情報取り扱い規定	1 通
訪問看護契約書	1 通
訪問看護利用料金表	1 通 (別添)

様



訪問看護ステーション ぽの
重要事項説明書

1. 法人、事業所の概要

事業者名	訪問看護ステーション ぽの
所在地	神奈川県伊勢原市板戸 530 番地の 3
介護保険指定番号	1464090262
法人種別	株式会社トライクロケア
代表者氏名	村上 正樹
電話番号	0463-73-5959
通常サービスを提供する地域	伊勢原市、厚木市、平塚市、清川村、秦野市

2. 営業日、営業時間

営業日	月曜日から金曜日の 9 : 00 から 22 : 00
サービス提供時間	営業時間と同じ。但し、訪問看護の必要性の高い方・緊急対応は 24 時間 365 日対応いたします。

3. 従業員の体制

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	経験のある看護師	1 名	—	看護職員と兼務
看護職員	保健師	0 名	0 名	1 名は管理者と兼務
	看護師	2 名	5 名	
	准看護師	0 名	0 名	
その他の職員	理学療法士	0 名	0 名	
	作業療法士	0 名	0 名	
	言語聴覚士	0 名	0 名	
	事務員	0 名	2 名	
	その他	0 名	0 名	

4. 職務の内容

①管理者

管理者は、ステーションの従業員の管理及び事業の利用見込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他を一元的に行うとともに自らも事業の提供にあたる。

②看護職員（看護師・准看護師、作業療法士、理学療法士、言語療法士）

看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成（准看護師を除く）し、事業の提供に当たる。

5. 訪問看護の内容

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持

3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション
6. 認知症患者の看護
7. 療養生活や介護方法の指導
8. カテーテル等の管理
9. その他医師の指示による医療処置
10. 緊急時訪問看護
11. 24時間対応体制
12. ターミナルケア

6. 緊急時の訪問体制について

当訪問看護ステーションでは、24時間365日、緊急時のご相談・訪問を行う体制を整えております。介護保険では緊急時訪問看護加算、医療保険では緊急時対応体制加算の利用料金がかかります。

緊急時訪問看護を行った場合には、上記のほかに訪問した時間・時刻に応じて利用料金がかかります。

7. 利用料金

利用料金については、別添の利用料金表をご参照ください

8. ご利用料金のお支払方法

毎月10～15日に請求書を送付させていただきます。ご利用料金は、原則、翌月27日（土日、祝日は翌営業日）口座引き落としとさせていただきます。（引き落とし開始までは現金でのお支払い、又は振り込みとなります。）

9. 苦情処理の体制

当ステーションは、苦情や相談の担当者を管理者が担当しており、当事業所および外部機関に苦情を申し立てる事ができます。苦情の申立先は下記となります。

苦情・相談の申立先	電話番号
訪問看護ステーション ぽの 管理者	0463-73-5959
ご担当の介護支援専門員	各事業所
伊勢原市役所 介護高齢課	0463-94-4711
平塚市役所 介護保険課	0463-21-8790
厚木市役所 介護福祉課	046-225-2240
清川村役場 保健福祉課	046-288-3861
秦野市役所 福祉部高齢介護課	0463-82-9616
神奈川県国民健康保険団体連合会	045-329-3447

10. 利用申込者がサービスを選択する為に必要な重要事項

① サービスの利用方法

- お電話でお申し込みください。お伺いするか、当ステーションにお越しいただいた上、訪問看護計画書の作成と契約を結び、サービスの提供を開始します。

重要事項説明書

- 居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- ② サービスの終了
- 利用者の都合でサービスを終了する場合は、お申し出ください。
 - 利用者が介護保険施設に入所した場合、入院した場合、要介護認定区分が自立と認定された場合、利用者が死亡した場合は双方の通知なくサービスを終了します。
 - 災害や人員不足等やむを得ない事情があるときは、当ステーションの都合によりサービスをキャンセルまたは終了する場合があります。その際にはキャンセル料は徴収しません。
 - 当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合や利用者・家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - 利用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上滞納し、督促にも関わらず料金を支払わない場合、または利用者が当ステーションや当ステーションの職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただくことがあります。
- ③ 緊急時・事故発生時の対応方法
- 利用者の様態変化などの緊急時や万が一事故が発生した場合は、その状況により適切な緊急対応を行ったうえ、主治医、救急隊、居宅介護事業所、市町村等へ連絡します。
- ④ 衛生管理
- 訪問看護職員は、必要に応じて手袋やマスクの着用や手洗い、手指消毒薬の使用など、ご利用者およびそのご家族、看護職員自身の感染予防のために必要な対策を講じます。
- ⑤ 秘密の保持
- 従業者は従業者である間及び従業者でなくなった後においても、ご利用者やそのご家族について業務上知り得た情報を正当な理由なく外部に漏らさないことを雇用契約内容としています。
- ⑥ 損害賠償
- 利用者に対する訪問看護サービスの提供に当たって、利用者やその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害賠償を行います。ただし、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることがあります。
- ⑦ 職員に対しては、飲食物や金品の提供は受けない様指導しております。

重要事項説明書

本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明の上交付いたしました。

年 月 日
(訪問看護ステーション ぽの)

説明者氏名 _____ 印

訪問看護・介護予防訪問看護・指定訪問看護の提供についての重要事項について説明を受け、同意のうえ交付を受けました。

年 月 日
(利用者) ※代筆の場合は捺印不要

住所

氏名 _____ 印

(甲の代理人) ※利用者の自署・捺印が出来ない場合記入・捺印

住所

氏名 _____ 印

個人情報取り扱い規定

株式会社トライクロケア 訪問看護ステーション ぽの において、ご利用者およびご家族等の個人情報の取り扱いについて、以下のように規定する。

1. 使用目的
 - ① 訪問看護サービスの提供に当たって、他事業所、公的機関、医療機関との連携を図るため
 - ② 当事業所におけるサービス提供・請求事務等のため
 - ③ 苦情・事故等発生時の状況を市町村などに報告するため
2. 個人情報を提供する事業所
 - ① （介護予防）サービス提供計画に掲載されている地域包括支援センター及び（介護予防）居宅サービス事業者
 - ② 各自治体・公的機関
 - ③ 受託した居宅介護支援事業所
 - ④ 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）
3. 使用する期間
サービスの提供を受けている期間
4. 使用する条件
 - ① 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
 - ② 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

訪問看護ステーション ぽの
個人情報取り扱い規定

訪問看護契約書

利 用 者 (以下、「甲」という。)と 事業者 株式会社トライクロケア
(以下、「乙」という。)とは、訪問看護サービスの利用に関して、次のとおり契約します。

第1条 (目的)

乙は、介護保険法、健康保険法及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、甲の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。

第2条 (契約期間)

この契約期間は 年 月 日 からの1年間とします。

2 上記の契約期間満了日の1ヶ月前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、合意の上この契約は自動更新されるものとします。

第3条 (訪問看護計画書等)

乙は、甲の日常生活の状況及びその意向を踏まえ、甲の主治医の訪問看護指示書に伴い居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って、「訪問看護計画書」を作成します。そして「訪問看護計画書」に従って計画的にサービスを提供します

2 乙は、甲がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が居宅サービス計画(ケアプラン)の範囲内で可能なときは、主治医に相談の上「訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。

3 「訪問看護計画書」は主治医に随時報告します。

4 具体的な提供する訪問看護については、サービス計画書兼見積書に記載したとおりとします。

5 サービスの提供に関わる重要事項については、乙の規定する「重要事項説明書」及び口頭にて説明を行います。また本契約締結をもって、重要事項説明書の説明を受け、それに同意したものとします。

第4条 (サービス提供の記録等)

乙は、「訪問看護サービス記録書」等の記録を作成した後5年間はこれを適正に保存し、甲の求めに応じて閲覧に供します。

第5条 (利用者負担金及びその滞納)

サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

2 甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用者負担金を3か月分以上滞納した場合には、乙は10日間以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

3 前項の催告をしたときは、乙は、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者と協議し、甲の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

4 乙は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、文書によりこの契約を解除することができます。

第6条（甲の解約権）

甲は、乙に対し1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第7条（乙の解除権）

事業者は、甲の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、乙は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。

第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第2条の規定により事前に更新の合意がなされないまま契約の有効期間が満了したとき
- (2) 第5条の規定により乙から解除の意思表示がなされたとき
- (3) 第6条の規定により甲から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき
- (4) 第7条の規定により乙から契約解除の意思表示がなされたとき
- (5) 次の理由により甲にサービスを提供できなくなったとき
 - ① 当事業所がサービスの提供事業を中止した時
 - ② 甲が死亡したとき

第9条（訪問看護のキャンセル）

甲は何らかの事情で予定されている訪問看護を乙に通告することでキャンセルできます。

2 甲が乙に前日の午後4時30分までにキャンセルの通告をした場合、キャンセル料は発生しません。

3 甲が乙に前日の午後4時30分以後にキャンセルの通告をした場合、若しくは通告なしにキャンセルした場合はキャンセルした回の訪問看護費の介護保険適応分及び自己負担分の6割相当額をキャンセル料として請求します。

第10条（損害賠償）

乙は、サービスの提供にあたって甲の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を加入保険により賠償します。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第11条（秘密保持）

乙は、業務上知り得た甲及びその家族に関する秘密及び個人情報については、乙の規定する「個人情報取り扱い規定」に準じて行います。「個人情報取り扱い規定」は書面及び口頭にて説明いたします。

2 あらかじめ文書により甲の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

3 本契約締結をもって、乙の規定する「個人情報取り扱い規定」に同意したものとみなします。

第12条（苦情対応）

甲は提供されたサービスに苦情がある場合には、乙、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 乙は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 乙は、甲が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第13 条（協議）

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の内容の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとします。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、各自署名押印のうえ、その1通を保有する。

- ☐ 個人情報の利用規定について説明を受け、理解しました。
- ☐ 緊急時訪問看護加算（介護保険）・24時間対応体制加算（医療保険）に同意します。
- ☐ 訪問看護の契約に同意します。

年 月 日

（利用者：甲） ※代筆の場合は捺印不要

住所

氏名 印

（甲の代理人） ※利用者の自署・捺印が出来ない場合記入・捺印

住所

氏名 印

（事業者：乙）

神奈川県伊勢原市板戸530番地の3

法人名 株式会社トライクロケア

代表取締役 村上 正樹 印